

令和 5 年 5 月 2 日

保護者 様

東松山市教育委員会

5 類感染症への移行後の市内小・中学校における
新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より東松山市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日に感染症法上の 5 類感染症に移行されることに伴い、学校保健安全法施行規則の一部改正が行われ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」についても改定されました。

このことを踏まえ、東松山市立小・中学校では、令和 5 年 5 月 8 日より下記のとおり教育活動を行ってまいります。

記

1 学校の教育活動

○基本方針

- ・通常の教育活動を実施します。
- ※ただし、基本的な感染症防止対策（手洗い・うがい等）は継続します。
- ※マスクの着用は求めないことを基本とします。

2 健康観察

(1) 毎日の体温チェック・提出等

- ・不要とします。
- ※ただし、健康状態の把握は継続的に行ってください。

(2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

- ・休養することが重要であり、無理に登校しないようにしてください。（欠席扱い）
- ・新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。

3 児童生徒の出席停止

(1) 新型コロナウイルス陽性者（有症状）

- ・発症した日を 0 日として 5 日が経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで となります。
- ※出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

- (2) 新型コロナウイルス陽性者（無症状）
- ・陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまでとなります。
 - ※出席停止解除後、陽性の判明から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- (3) 体調不良者（医師等から登校を控えるよう指示された者）
- ・学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまでとなります。
- 4 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の場合の対応
- 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の特定
- ・濃厚接触者の特定は行われなことを踏まえ、学校において濃厚接触者相当の者の特定は行いません。
 - ・同居している家族が陽性となった児童生徒等においても、本人に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とはなりません。
 - 例：兄弟に陽性者がいる場合でも、本人が出席停止に該当しない場合は、出席可能
- 5 感染が拡大していると考えられる場合の対応
- (1) 臨時休業
- ・各学校において、校内で感染が広がっていると考えられる場合には、学校の一部又は全部の臨時休業を措置します。
- (2) 一時的に検討することが考えられる感染症対策
- ・学校において感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況など感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施します。なお、対策を講じる場合は、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲及び活動にとどめるものとします。
 - ・一時的な感染症対策としては、マスク着用の推奨、身体的距離の確保、換気等を行い、感染リスクが比較的高い「近距離」「対面」「大声」のある活動を控えるといった対策を講じていきます。
- 6 給食等の食事をする場面における対策について
- (1) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意していきます。
- (2) 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととします。
- 7 部活動の対応
- 活動停止
- ・陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないこととします。
 - ※ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染のおそれがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断します。

お問合せ先 東松山市教育委員会
学校教育課
電話 0493-21-1429